

平成28年12月定例会 建設経済常任委員会記録

平成28年12月14日（水）

平成28年12月16日（金）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

平成28年12月14日（水）	5 頁
平成28年12月16日（金）	61 頁

平成28年12月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12 月 14 日（水）	<p>開会</p> <p>審査日程の決定</p> <p>農林課関係議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第 37 号、議案甲第 36 号、議案甲第 41 号</p> <p>商工振興課関係議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第 37 号、議案乙第 39 号</p> <p>建設課、維持管理課関係議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第 37 号</p> <p>報 告（建設課）</p> <p style="padding-left: 2em;">山浦 P A スマート I C 及び味坂スマート I C に関わる 経緯について</p> <p>上下水道局関係議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第 37 号、議案乙第 40 号、議案甲第 42 号、 議案甲第 43 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 2 日	12 月 16 日（金）	<p>現地視察</p> <p style="padding-left: 2em;">基山町会田地区</p> <p style="padding-left: 2em;">とりごえ温泉栖の宿（河内町）</p> <p style="padding-left: 2em;">タマネギベと病対策圃場（牛原町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第 37 号、議案乙第 39 号、議案乙第 40 号、 議案甲第 36 号、議案甲第 41 号、議案甲第 42 号、 議案甲第 43 号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>閉会</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成28年12月13日付託〕

- 議案甲第36号 鳥栖市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例〔可決〕
- 議案甲第41号 指定管理者の指定について〔可決〕
- 議案甲第42号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更
について〔可決〕
- 議案甲第43号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する基山町との協議について〔可決〕
- 議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）〔可決〕
- 議案乙第39号 平成28年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）〔可決〕
- 議案乙第40号 平成28年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）〔可決〕

〔平成28年12月16日 委員会議決〕

2 報告

山浦PAスマートIC及び味坂スマートICに関わる経緯について（建設課）

平成28年12月14日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 久保山日出男

委員 森山 林 齊藤 正治 藤田 昌隆

飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

産業経済部長兼上下水道局長 白水 隆弘

産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 佐藤 道夫

商工振興課商工観光労政係長 向井 道宣

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室担当係長 下川 広輝

商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和

農業委員会事務局長兼農林課長 古賀 和教

農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長 成富 光祐

農林課長補佐兼農政係長 佐藤 正己

農業委員会事務局振興係長兼農林課農業振興係長 久保山 智博

建設課長 佐藤 晃一

建設課参事兼課長補佐 萩原 有高

建設課長補佐 三澄 洋文

建設課長補佐兼道路河川整備係長 日吉 和裕

建設課庶務住宅係長 古沢 修

維持管理課長 小柳 秀和

維持管理課長補佐兼維持管理係長 古賀 芳次

維持管理課公園緑地係長 本田 一也

国道・交通対策課長 田原 秀範

上下水道局管理課長	野下 隆寛
上下水道局管理課総務係長	樋本 太郎
上下水道局管理課業務係長	中溝 雄二
上下水道局事業課長	平塚 俊範
上下水道局事業課参事兼課長補佐兼水道事業係長	今村 利昭
上下水道局事業課参事	近藤 信孝
上下水道局事業課参事兼課長補佐	前間 修
上下水道局事業課浄水・水質係長	松雪 秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長	中牟田 恒

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

審査日程の決定

農林課関係議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第36号 鳥栖市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例

議案甲第41号 指定管理者の指定について

〔説明、質疑〕

商工振興課関係議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第39号 平成28年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

建設課、維持管理課関係議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

報告〔建設課〕

山浦PAスマートIC及び味坂スマートICに関わる経緯について

[報告、質疑]

上下水道局関係議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第40号 平成28年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案甲第42号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約
の変更について

議案甲第43号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する基山町との協議について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

農林課

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

これより農林課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

皆さん、おはようございます。

本日より、建設経済常任委員会を開いていただいておりますが、付託議案につきましては、甲議案4本、それから乙議案を3本、順次、担当課より、御説明をさせていただきます。

まずもって農林課より、御説明をさせていただきます。

先ほど、現地のときの図面の確認につきましては、農林課の説明が終わりました一番最後に、皆様方にお配りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

それでは、議案乙第37号 平成28年度鳥栖一般会計補正予算（第4号）中、農林課関係分について、委員会資料で御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明いたします。

款13. 分担金及び負担金、項1. 分担金、目2. 災害復旧費分担金、節1. 農林水産施設災害復旧費分担金50万円につきましては、9月18日の豪雨により被災した農地の災害復旧を行うための地元分担金でございます。

次に、款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目6. 災害復旧費国庫補助金、節1. 農林水産施設災害復旧費国庫補助金100万円につきましても、9月18日の豪雨により被災した農地の災害復旧を行うための国庫補助金でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目4. 農林水産業費県補助金、節1. 農業費県補助金30万4,000円につきましては、県が取り組むタマネギベと病緊急特別対策事業を活用した事業で、ベと病の防除効果が高い予防剤、マンゼブ剤を散布する取り組みや、罹病株を焼却処分する取り組みに対して県が補助するものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

款22. 市債、項1. 市債、目7. 災害復旧債、節2. 農林水産施設災害復旧債50万円につきましては、9月18日の豪雨により被災した農地の災害復旧を行うための市債でございます。

次に、目8. 農林水産業債、節1. 農業債2,270万円のうち、県営水利施設整備事業1,010万円につきましては、鳥栖南部地区平成28年度県営水利施設整備事業費に対する市債でございます。

次の、県営防災ダム改修事業1,260万円につきましても、平成28年度事業費に対する市債でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款6. 農業水産費、項1. 農業費、目3. 農業振興費、節13. 委託料3万2,000円につきましては、県が取り組むタマネギべと病緊急対策事業を活用した事業で、罹病株を焼却するための処分費用及び収集運搬費の経費をお願いするものでございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金34万8,000円につきましても、県が取り組むタマネギべと病緊急対策事業を活用した事業で、べと病の発生を防ぐための予防剤、マンゼブ剤を配布するJAなどの事業主体に対して、支援を行うための経費をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

款6. 農林水産業費、項1. 農業費、目5. 農業生産基盤整備費、節19. 負担金、補助及び交付金2,845万1,000円のうち、2,832万5,000円につきましては、県営水利施設整備事業鳥栖南部地区の事業費確定に伴う負担金でございます。事業費1億1,330万円のうち、市が25%の負担を行うものでございます。

また次の、県土地改良事業団体連合会特別賦課金12万6,000円につきましては、平成28年度に実施した県営水利施設整備事業に対して事業費の確定に伴い、佐賀県土地改良事業連合会に支払う特別賦課金でございます。

次に、目7. 農地等保全管理費、節19. 負担金、補助及び交付金1,430万9,000円のうち1,410万円につきましては、県営防災ダム改修事業負担金の平成28年度事業費に伴う負担金でございます。事業費2億8,200万円のうちの5%の負担を行うものでございます。

また、次の県土地改良事業団体連合会特別賦課金20万9,000円につきましては、平成28年度に実施した県営防災ダム改修事業に対して、事業費の確定に伴い、佐賀県土地改良事業団体連合会に支払う特別賦課金でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款6. 農林水産業費、項2. 林業費、目3. 林業事業費、節13. 委託料60万円につきましては、9月18日の豪雨により、被災した林道九千部山横断線一の坂・河内線ののり面崩壊に

よる土砂撤去を行うための経費をお願いするものでございます。

次に、節15. 工事請負費15万円につきましては、10月5日の台風18号により、被災した林道九千部山横断線の路肩の復旧に対する経費をお願いするものでございます。

次に、款11. 災害復旧費、項1. 農林水産施設災害復旧費、目1. 現年度発生公共災害復旧費、節15. 工事請負費200万円につきましては、9月18日の豪雨により被災した農地の災害復旧工事費でございます。

農地の被災箇所は牛原町字井川口でございまして、農地を支持するのり面が豪雨により、崩壊いたしましたして、延長約9メートル、高さ4メートルの崩壊が発生しているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、農林課関係分についての説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

飛松妙子委員

おはようございます。御説明ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、資料の4ページのタマネギベと病緊急対策特別事業補助金なんですけれども、現在鳥栖市でタマネギをつくっていらっしゃる農家さんの面積、あと、そのつくられたものを全てJAさんに、先ほどJAさんにこの補助金出されるっていうことだったんですけど、JAさんに全てされていらっしゃるのか、それとも個人でされていらっしゃる方がいらっしゃるのかお聞きしたいんですね。

JAさんにしか補助金が出てなくて、もし個人でされていらっしゃる場所があれば、ベと病があったのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今回、補正をお願いしている分は、今後、作付けをする面積、18ヘクタール分に対してお願いしているものでございます。約40の個人、団体に対するものでございます。

江副康成委員長

JAさんとの関係をちょっと、もうちょっと。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

タマネギを全てJAに出荷されているという質問だったと思うんですけども、それは全てがJAに出されているものではないというふうに思っております。個人的にも、JA以外ところでも販売をされているというふうに聞いております。

以上でございます。

飛松妙子委員

鳥栖市においてタマネギをどのくらいつくってらっしゃるか、今後の作付けじゃなくて、今までどのくらいつくっていらっしゃるかっていうのがわかりますかっていうのと、個人に対して、さっき40団体に出ていますってことは、JAさんに卸してなくても、出ているっていう捉え方でよろしかったでしょうか。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

作付面積はちょっと調べまして、今委員会が終わるまで、後に皆様方にお届けをさせていただきます。

江副康成委員長

よろしいですか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今回補正をお願いしているのは、今後作付するのが18ヘクタールでございまして、今、飛松委員が言われたのは平成28年度に、作付けされた面積でよろしいでしょうか。

それは11ヘクタールでございます。

江副康成委員長

飛松委員いいですか、それで。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

11ヘクタールだったのが、来年度は18ヘクタールにふやすと同時に、その分のべと病対策をされているってことでよろしかったですね。

先ほどJAさんに補助金をお渡しするっていうお話だったんですけど、その中に個人も含まれているってことで捉えてよろしかったでしょうか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

そのとおりでございます。

江副康成委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



江副康成委員長

続きまして、議案甲第36号 鳥栖市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

それでは、議案甲第36号 鳥栖市農業委員会及び農地利用最適化推進委員の定数条例につきましては、鳥栖市議会定例会議案2ページで提案をしておりますが、改正の内容につきましては、委員会参考資料に基づきまして、御説明をさせていただきますので、委員会資料の1ページをお願いしたいと思います。

江副康成委員長

委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

いいみたいです。説明をお願いいたします。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

平成28年4月に農業委員会の法律が改正をされまして、今回、鳥栖市のほうでも、この法に基づいて、制度改正で行っていくのは、平成29年7月から、鳥栖市がこの法律に基づいて施行していくということになってまいります。

それで農業委員会法の改正のポイントといたしまして、目的でございますけれども、農業委員会が、その主たる使命である担い手への農地の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入といったことを、積極的に推進することが今回の制度改正の大きな目的でございます。

先ほど言いました、担い手への集積関係、耕作放棄地関係、農業への新規参入促進、これを総称いたしまして、農地利用の最適化ということで表現をされているところでございます。

改正の内容といたしましては、大きく3点ございまして、まず1点目に、農業委員会の業務の重点化ですね。

要は先ほど言いました担い手への農地の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入といった、いわゆる農地利用の最適化ということのをこれまででは任意業務であったのを、今後は、これはもう必須業務ですよってということにされたということでございます。

2点目に、農業委員の選出方法が変更されております。これまで選挙により、選出をされていたのが、今後は推薦・公募を行いまして、委員さんを選定していくという方法に変わります。農業委員さんにつきましては、議会での同意を行いまして、市長が任命するという

ことに変更になったというところでございます。

次に、3つ目の改正でございますけれども、農地利用最適化推進委員を新たに新設をしてくださいというところでございます。

農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進するために、農地利用最適化推進委員を新設するというものでございます。

今、申しました3点が主な改正点でございます。

2ページをお願いいたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出方法というところでございますけれども、現行は、農業委員につきまして、選挙により15名が選ばれまして、選任委員7名を加えまして、22名ということになっております。

そして選任委員につきましては、農協、土地改良区、共済組合から各1名ずつ3名と、議会からの推薦で4名ということで、7名になっております。それで任期は3年でございます。

新たな制度になりますと、そこにフロー図がありますように、農業委員につきましては、地域の農業者や農業団体から推薦公募を行いまして、農業委員を、ここにちょっと11名というふうに定数書かせていただいておりますけれども、選びまして、市議会の同意を得て、市長が任命するという形になってまいります。

右のほうですけれども、農地利用最適化推進委員。これは新設でございますけれども、こちらにつきましても地域の農業者や農業団体等からの推薦・公募を行いまして、農地利用最適化推進委員15名を選びまして、こちらにつきましては農業委員会が委嘱をするということになってまいります。

それで農業委員の要件といたしますか、そこについての御説明をさせていただきます。

農業委員につきましては、先ほど申し上げましたとおり公選制の選挙については廃止をされますよと。それと、定数11名の中の原則として半数以上を認定農業者にしてくださいというところがございます。それと利害関係のない者を、1名以上入れてください、要は農業者じゃない方を1名以上入れてくださいと。あと、女性や青年の方を入れてくださいという要件になっております。それで任期は3年ということになっております。

それと次に、農地利用最適化推進委員の要件でございますけれども、農地面積約100ヘクタール当たり、1人の割合で委嘱をしてくださいということで、これは上限の数になってまいります。

それで、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員と一緒に任期は3年でございます。

農地利用最適化推進委員はどんな役割をしていくかというのと、農業委員が、要は農地の貸

し借り、転用など、そういったことを毎月定例会で審議をしていただくということがあるんですけども、農地利用最適化推進委員につきましては、地域において担い手への農地集積・集約、耕作放棄の発生防止・解消、農業への新規参入など、こういった農地利用の最適化を進めるために日常的に現場活動が中心となって、行っていただく委員さんになってまいります。

それでまた、必要に応じて、農業委員会のほうに出席をしていただいて意見を述べていただくことも出てまいりまして、こちらの委員さんにつきましては、農業委員さんと連携を図って、協力をしていくという役割もあるところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数についてでございます。

まず農業委員でございますけれども、先ほども御説明いたしましたように、現行が選挙で選ばれた方が15名、選任委員が7名の22名でございます。

それで、新しい制度になりましては、11名を定数とさせていただきたいというふうに思っております。

制度改正に伴う国の考え方といたしましては、農業委員会の会議を機動的に開催できるように、現行の半分程度にするということの考え方が示されていることから、現在22名の委員さんを、半分の11名ということで定数をお願いするものでございます。

続きまして、農地利用最適化推進委員、こちらのほうは新設でございます。こちらのほうは、農地面積100ヘクタール当たり、1人の割合で、委嘱できるとされておりまして、鳥栖市の農地面積が1,639ヘクタールございますので、農地面積100ヘクタールで割ると、繰り上げて、定数の上限が17名ということになります。

しかし、鳥栖市の場合、生産組合の地区数も5地区ございまして、これまでの農業委員におきましても、各地区3名選出されたという実態もございまして、農地利用最適化推進委員の定数については、各地区3名の15名ということで、定数をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、4. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について御説明をさせていただきます。

農業委員につきましては、農業委員会会長につきましては、月額6万5,000円と、農業委員会会長代理につきましては、月額3万7,000円。

農業委員の委員さんにつきましては、月額3万3,000円ということで、現在、報酬ということでお願いをしているところでございますけれども、農業委員につきましては、これまでどおりこの金額で、お願いしたいというふうに考えているところでございます。

それと、農地利用最適化推進委員、新設につきましては月額2万4,000円をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

それと報酬以外に農地利用最適化交付金というものが新設をされまして、これは国の予算の範囲内で交付をされるというものでございます。

これは農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して交付をされるものでございまして、2つの交付金がございます。

1点目が、活動に応じた交付金を個人に交付しますよってということですね。いわゆる活動をされた内容、実績等に応じて、その委員さんに交付金を交付するものが1つございます。

2点目が、成果に応じた交付金というものがございまして、これは鳥栖市の農地がどれだけ集積をされたとか、耕作放棄地の発生防止・解消がどれだけされたという実績に基づきまして、いわゆる点数制がございまして、何%だったら、何点というふうに、国の基準がございまして、それに照らし合わせて交付をするということで、今回お願いをするというものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。5. 今後の主なスケジュールでございましてけれども、平成28年度12月に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数、報酬等の条例改正を議会のほうにお願いするものでございます。

年明けまして平成29年1月に、市報及びホームページにより広報を行いたいというふうに考えております。それで平成29年2月に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を1カ月間行いたいというふうに考えているところでございます。

それで、両方の委員さんが決まりましたら、農業委員につきましては、平成29年6月の議会において、同意をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

そして、平成29年7月に農業委員については市長が任命を行います。そして農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱するということになっております。

以上、簡単ですけれども、農業委員会制度の改正についての御説明とさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思っております。どなたかございませんでしょうか。

藤田昌隆委員

私は、前から言っていますように、農業委員会のメンバーを、多すぎるという立場で、今まで話していますが、大きな理由としては、前回も一般質問でしましたように、農業専従者というのはどんどん減って耕作面積は減っているわけですよ。

そういう中で、農業委員会の人数が減るという話もちらっと聞きましたけど、実際にこれ見たら農業委員会のメンバーが、ただ名前を変えて出てきただけで、農地利用最適化推進委員ここにざっと書いていますけど、何で、これは国が進めるからしょうがないという部分もあるんでしょうけど。

じゃあ具体的に、ちょっと聞きますが、まず、農業委員会の会長の報酬の部分ですね。これは今までどおり、農業委員会の会長さんは6万5,000円、月額ですよこれ。年額じゃないですよ。代理さんが3万7,000円。委員会の委員が3万3,000円ということで、最適化推進委員が2万4,000円と、実質的にこれ、人数ふえていますよね。

ただその推進委員のほうに振り分けたから、少しは金額がふえたか、恐らくふえていると思うんですけど、そこが何でかわからんのですよね。

それとまた後付けで、農地利用最適化交付金、実績に応じたっていうのがありますけど、どういう判定で、じゃあ一人一人に、例えばどこどこ地区でされたから、これは実績として、成果として挙げます。この実績評価の仕方、農地利用最適化推進委員全部に来るのか。じゃあ頑張った人に来るのか、そこもちょっと教えてほしいんですけどね。その2点。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今回、農業委員11名、農地利用最適化推進委員15名ということで、現在の農業委員さん22名、今回合わせまして26名になっております。合わせる人数はふえております。

それで報酬の件で今お尋ねがあった分につきましては、今までの報酬の全体額より、今回お願いする部分については若干、下回っているところでございます。22名の年間の報酬額に比べて、今回、26名でお願いする報酬については、今回の26名のほうが、下回っているということでございます。

続きまして、最適化交付金ですけれども、これにつきましては当然、年度当初に計画というものを出すということになりますけれども、その計画に基づいて、活動していただくことになりまして、当然、活動したならば、報告書というのをいただくことになりまして、活動をたくさんやった方については、それなりの報酬があつて、活動がもし少ない方にはそれなりの報酬ということになってまいるということでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

全体的に金額は減っているって言うんやけど、例えば農業委員会開きます、ね。そしたらそのときに同じようにこの農地利用最適化推進委員の方も一緒に、活動をされるわけですか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

基本的に農業委員会は毎月、定例会として行われておりますけれども、それについては11

名の方が出席をされて審議をしていただくことになります。しかし、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会の案件につきまして、意見を求めるということも出てきますので、その場合については農地利用最適化推進委員さんも、農業委員会の定例会に出席をしていただくことが出てまいります。

藤田昌隆委員

ということは、農業委員会は毎月定例で年12回、最低でも行っています。ところが、農地利用最適化推進委員の方は、案件によって意見を求めるということですので、年に1回あるか、ないかという場合もあるわけですね。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

そのとおりでございます。

藤田昌隆委員

そしたら当然、さっき言った金額は、新設で2万4,000円。じゃあ毎月来なくても、2万4,000円は入るわけですよ。そうですね。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

先ほどの農業利用最適化推進委員さんの役割ということで、御説明をさせていただいたんですけれども、農地利用最適化推進委員の役割といたしましては、要は、担い手への農地の集積、集約、耕作放棄地の発生防止とか解消、農業への新規参入、それともろもろの地区においての相談業務とか、いろいろあると思うんですけれども、そういったことの日常的に現場活動を中心に行うというのが、農地利用最適化推進委員の役割でございます。

藤田昌隆委員

だから、ざくっとした、じゃあ職務分掌として、例えばルーチン業務とがあるわけでも何でもないし、そのエリアで何も農地放棄とかね、そういうことがなかったら、何もしなくていいわけですよ、逆にね。

それで、もう一つ問題は、農業委員会の方が、農地利用15名選ばれるわけですよ。それで、農業委員会自体で、メンバーがずっとぐるぐる回って、ただ回しているような気がするんですよ、今まで。例えば去年は田代地区のどこどこで、挙げるとかですね。だから、なぜこれ言うかということ、私非常に、報酬も毎月きちんと高い値段で出ますよね。だから、これはちょっと別ですけど、じゃあ交通指導員に、金上げなさいよという気持ちなんです。だから言っているわけです。

だから、一つやってほしいのは、その実績の評価をきちんとやってほしいと。国から交付金が出るから、差し上げますよっていうスタンスじゃあ困ると。きちんと、本当に、この役割をされているかどうかのチェックを、市としても、私はすべきだと思うし、それが、一番

大事なことかなっと思うんですよね。

言いたいことたくさんあるんですが、今の説明では、そういうふうな感じがします。正直言ってもったいないかなって感じがします。

ただ、農業委員会の人数を振り分けて、実質的には人数はふえている。減っているなら、言いませんよ、減っているなら。農業委員会が22名おって、そこは実際ふえましたちゅう、おかしかろうもんっていう感じです。

以上です。

江副康成委員長

答弁はよろしいですか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員

藤田委員の考え方を、わかりやすく言えばですよ、農業委員会の費用、この辺については、減ったわけ。11名になるから減ったちゅうだけね。

今、藤田委員が言おうとしたのは、推進委員の合計も含めての中で、減らんやろ。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今、22名での年間の総額がありまして、今回、お願いする11名と15名の年間の総額を比較したときに、今回、お願いする部分の11名プラス15名のほうの総額のほうが下回っておるということを、お答えしたところでございます。

久保山日出男委員

単純に計算したってふえん。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

実際に計算いたしまして、下回っているところでございます。

江副康成委員長

ほかに。

久保山日出男委員

じゃあ、この2万4,000円は毎月その15名にやるわけ。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

そのとおりでございます。

久保山日出男委員

それで、下がる。本当に。電卓持ってきていないから。下がる。

計算しよった。（発言する者あり）ああそうね。

江副康成委員長

よろしいですか。

久保山日出男委員

それじゃあ、この2万4,000円の算定はいつ時点でするわけ。

もうずっとやっていくわけ、2万4,000円を推進委員さんには。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

2万4,000円は毎月、お支払いをするということになります。

久保山日出男委員

そしたら、逆に、何もこの査定、この2項目、活動に応じた交付金、成果に応じた交付金、どこで判断すると。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

最適化推進委員の交付金につきましては、先ほど言いました、活動に応じた交付金につきましては、当然、毎月どういった活動をしたとかということの報告をいただくということがございますんで、その中身を、当然、我々もチェックさせていただくということになりますんで、これは、その月その月ではなくて、これは年間で、国からの、お金が出てまいりますんで、年間で、最終的にお渡しをするということになってくるものでございます。

久保山日出男委員

それじゃあ、これ1人2万4,000円って確実に決めてあるわけね、国が。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

報酬については、1人月額2万4,000円ということになります。

江副康成委員長

よろしいですか。

齊藤正治委員

全く別次元の話ですけれども、最適化推進委員がふえるということは、それだけ目が届くということでしょうけれども、いわゆる純粹に、農地をつくろうとかそういったのはいいんですけれども。例えば、江島みたいにね、農地の横にいわゆる雑種地みたいにして、農地を転換していく、それが適正かどうかというのを、きちんとやっぱり判定するだけの農業委員会じゃないと、今みたいな状況になってしまうと。

だからいいことばかりじゃなくって、やっぱりそういったときに、どうやって防いでいくかということ、きちんと農業委員会で、本来は、とめられる方法あったんでしょうけれども、それを見逃しているっていうのが現実なんですね。

それで今みたいな状況になってるんだから、そういったことも含めて、せっかくこういう制度改正をされて、人もふえていくっていうことは、やっぱりそういった分野にも詳しい人とか、そして、その土地の人じゃなくて、ほかの農業委員さんとか、最適化推進委員さんか

ら見てどうなんだということを判定していかないと、ああいう状況になってしまうっていうのは、現実だと思います。

そこら辺は十分配慮しながら、やっていただくようお願いをしたいと思います。

江副康成委員長

答弁はよろしいですか。

ほかに。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先ほどの久保山議員と藤田議員の御質問の人件費に関しては、確かに、1人分減ります。但し、上限がある分がふえれば、超すということで、承知いたしました。

それと2ページの農業委員が22名から11名に減るっていうところで、現在の農業委員さんの皆様から何か御意見とか、そういうのが上がっているのかどうか。

あと、現在も女性の方が、確か農業委員さんいらっしゃったと思うんですけど、女性の割合と、その青年の登用というところで、実際、青年の方がいらっしゃるのか。

あと女性の方が、前よりもふえていることで、活性化とかにつながっていることがあったら、そこをまずちょっと教えていただきたいんですけども。

江副康成委員長

いいですか。3点あると思うのですが。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今回、22名から11名に定員を変更する旨を農業委員さんのほうに事前にこういった制度になってまいります、ということを御説明させていただいたんですけども、そのときにはこれといった御意見は、いただきはしませんでした。

それと女性が今、22名のうちに3名いらっしゃるんですけども、今回11名の中にも、女性は必ず入れてくださいということで、最低でも1名以上のお願いをしたいというふうに思っています。

それと青年につきましては、国から要望されているのは、大体50歳未満の青年の方をということで、言われていますので、その辺で、対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

江副康成委員長

いいですか、あと。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

失礼いたしました。

確かに今、農業委員さん22名のうち3名、女性の方いらっしゃるんですけども、女性の方がいらっしゃるということで、女性なりの視点に立った意見を言っていただくことが多々ございまして、非常に、農業委員会の中も、活性化しているというふうに、私は個人的に思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

その活性化していただけているってことは、すごく大事なことだと思っておりますので、具体的にやっぱりそれが結果としてあらわれるように、またしていただきたいなと思います。

それと、この農業委員会の中に利害関係のない者1名以上ということで書かれているんですけども、具体的に考えてらっしゃる、この利害関係のない方っていうの、どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

利害関係のない者ということで、農業をしていない方を1名以上入れてくださいということで今、国の考えとしては、行政書士さんであるとか、弁護士さんとか、商工関係者とか、そういった方たちをとということも言われています。

例えば、いろいろ行政関係のOBの方とか、そういったことも考えられるのかなということで、今、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。行政書士さんとか、弁護士さんとか、また宅建業界さんとか。そういう方たちの専門の方をやっぱり入れられると、そういう専門的な分野の判断が、その場でできるのではないかなと思っておりますので、ぜひここはよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど議論になっておりました農地利用最適化交付金のところで、先ほどの御説明にもありましたけど、相談相手になってくださるということは、委員の方がすごく大事な視点だなと思っております。

その中で、やっぱりこの活動実績に対しての交付っていうところで、どういう活動をされたかっていうのが、見える化されたほうが、絶対に私たち議会としても、評価しやすいと思ひますので、ここは年に1度なのか、2回なのかわかりませんが、やっぱり農林課としてもその辺の御検討していただいて、きちっと御報告ができるような体制をとっていただくとその最適化推進委員の皆様の仕事の活動内容も、わかるかなと思っておりますが、いかがで

しょうか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

活動に応じた実績というのは、毎月報告をしていただくということになってまいりますんで、その活動の実績なりについては一定の期間を過ぎたところで、御報告をしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

議会にもということで、いいんですか。議会とか委員会という話ですか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

そのとおりでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

じゃあこの改革によって、鳥栖市の農業関係が推進できること願っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

久保山日出男委員

ここの11名の中に、これまでは農協、土地改良区あるいは共済組合と、1名の推薦が挙がってきたですね。その方たちを入れていきよって、女性、青年を入れていったなら、なかなかこの農業委員会の11名の定数じゃあおかしくならんかな。

というのは過半数を認定農家が必要ということでしょう。このところ、この三者のことは無視して、選択するの。その辺のところ。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

一応、今回の制度改正に当たりまして、今まで選任をしていただいております、農協、土地改良区、共済組合につきましても、こういったふうに制度改正があるということでの御説明をさせていただいておりますんで、推薦とかにつきましても、そのいわゆる組織が判断をされるということになってくると思います。

久保山日出男委員

それじゃあ、その団体から、1人は枠が決まるわけ。農業委員としての。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

いや一応、枠とかは決まっておられません。

久保山日出男委員

だからそういう決め方を向こうに申し伝えて行くからおかしくなるんじゃないと。公募ですりゃあいいのに、全体的な。その中に、この農業委員として上がってきている、過半数とか、利害の無い1名、女性、青年、そういうので決めますよという言い方で全体に公募、それをしておけばよかったんじゃないかと私は思うが、その辺の問題が出てきませんか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

この3つの団体につきましては、こういったふうに、制度が改正されますよという説明を差し上げたところでございますけれども。

久保山日出男委員

だから農業委員会としては、そっから選ぶということは決めてないね。決めていくわけ、公募して挙がってきたら。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

それは挙がってきた中での選定をするということにはなると思いますけれども。

久保山日出男委員

じゃあ、全体で考えるね。それは、必ず入れていくようなことはしないね。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

それを全体で考えるということになってくると思います。

久保山日出男委員

わかりました。

森山林委員

今、認定農業者の件ですけれども、今回は、過半数を認定農業者ということになっておりますけれども、今、全体で何名いらっしゃって、各地区ごとわかるならば、名前はいいですけれども。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

6月末現在での数値でございますけど、73名でございます。鳥栖地区が17名、田代が4名、基里が8名、麓が9名、旭が35名というふうになっております。

以上でございます。

伊藤克也委員

すいません、3ページの、今回、農地利用最適化推進委員というのが、新設をされるということなんですが、ここに100ヘクタール当たり、大体17名を上限とするということで、それで15名という人数を定められております。

私自身、100ヘクタールあたりに3名という、5地区あるので、それぞれに3名という割り当てが、適正かどうかというのはちょっとそこまでわかりかねるんですけれども。

今回、15名という人数に関しては、議会の承認を得られるということで、きちっとその条例化されるというふうなことだと思っておりますが、これって上限17名って決められていまして、例えばその下限っていうか、10名、最低10名の方からっていうふうに、大きくとらえると、15名じゃあ多いよって言ったときは、10名にすぐ減らすとかっていう、そういう措置も可能なのかなっていうふうに単純に思ってしまうんですが、そういう決め方というのは、通常、できないものなのではないでしょうか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今回15名ということでお願いをしておりますけれども、もし例えば、少ないといった場合はふやす、多いといった場合は減らすということになれば、また条例改正を伴うものでございますので、議会のほうの承認をお願いするということになってまいります。

伊藤克也委員

もちろんそのとおりだというふうには思うんですけれども、例えば、下限、上限という枠を決めて、この範囲内で任命するというふうな決め方とかっていうことはできないとですかね。その条例上っていうのは、その辺ちょっと詳しくないもんで教えていただければと思いますけど。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今回、国の方の改正の考え方でいいますと、定数は何名ということで、条例を制定してくださいということで、今回、お願いしているところでございますけれども。

伊藤克也委員

農業委員会については、大体11名というふうなことで、きちっと国の指示のもと、約半数にされるというのは理解したんですけれども、この最適化推進委員というのはあくまで、鳥栖市が大体、これぐらいの方が必要なんじゃないでしょうかということで恐らく、設定された人数だというふうに受け取ったんですけれども、その都度、例えば条例改正が必要であれば、ここで最初から最適化推進委員があらかた10名、上限が17名というふうに定め、今回、こう決められていますので、上限を決められるのであれば、下限も決めていただいて、その中で、委員を農業委員会が委嘱しますよとかっていう決め方ができないのかということも確認というか、そういうやり方できないんでしょうかっていうことをお聞きしてるんですが。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

このたびお願いをいたしております、甲議案につきましては、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例でございますので、この場合は定数ということで、アバウトな数字にはならないと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

わかりました。

今回は定数ということで、きちっとした数字が必要ということで、1点確認で、例えば定数っていうふうな文言がなければ、割かし幅を持たせるような形での条例化もできるっていうことでよろしいですか。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

今回お願いしております、甲議案につきましては、もともとの条例、農業委員会の定数条例の変更でございますので、基本定数という考え方で、お諮りさせていただいております。

今、御提案がございましたようなものにつきましては、別途新たな何らかの条例なり、決まりごとを定めなければならないものと考えております。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。

伊藤克也委員

わかりました。

藤田昌隆委員

ちょっとお伺いしたいんですが、農業委員会。

例えば、農業委員が11名、推進委員が15名、要するに推薦とか公募やると。その推薦とかは、地域の農業者や農業団体等出すということですよ。

その中で、農業委員に13名推薦されました、農業委員会がまず11名決まって、そして推進委員を決めるわけですけど、じゃあその15名もひよっとしたら、20名ぐらい立つかもしれませんよね。

そういった場合は、例えば、農業委員会で、委員の11名に対して、13名やったら選挙やるわけ。

それと最適化推進委員、これ15名になっていますが、これも20人ぐらい立ったらこれもまた農業委員会主催で選挙をやるわけですか。その辺お願いします。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

その場合については、選定委員会というのを設けまして、そこで選考をしていくということになってまいります。

藤田昌隆委員

選定委員会というふうに言われましたが、じゃあそういった明確な基準はあるわけですか。

さきほど言われた50歳以下とか、その辺が、きちんと基準が、明確にされているならいいですけど、希望的には50歳以下がいいな、というぐらいでしょう。だから、もうするなら、そういう基準がはっきりしなければ、もう選挙でという形が一番いいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

選挙というわけにはまいりませんので、やっぱり選定委員会の中で、判断をさせていただいて、決めていくということになると思います。

藤田昌隆委員

だからですよ。その選考基準がはっきりしてないのに、この地区はいいとか、あの地区はだめとかさ。そういう基準でされたら困るから、多かったですよ、多くの希望者が出れば、それは選挙っちゅう形が一番フェアじゃないかなと思っているんですが。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

今回の改正の大前提が、公選制をなくすというものでございますので、選挙の類で、選ぶというようなことにはならないかと考えております。

今、課長が申し上げましたように、もし定数以上に、皆様方から応募なり公募なりがあったという場合には庁内に評価組織をつくりまして、そこで皆さん方にそれなりに、例えば知識の見識だとか、いろんな項目を設けまして、採点をさせていただくということで、言葉悪いですが、その中から選ばせていただくと、ということになるかと思っております。

それにつきましても、今のところ庁内の要綱ということで準備をいたしておりますけれども、まだ皆様方にお配りできるような状態ではございませんが、少なくとも準備は、並行してさせていただいておるということをお伝えいたします。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

藤田昌隆委員

今、評価委員を、そういう組織をつくるということですが、その評価委員を選ぶのもね、またあれで、どういった基準で評価委員……。例えば、農業で、今まで生産組合長をした人が、経験者とかさ、そういう中から評価委員を選ぶのか。評価委員会つくりしましたってね、難しいと思うんですが。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

御提案のとおりだと思いますので、評価委員の人選につきましては、慎重に進めさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

ところでございまして、今後両施設とも存続していきたいというふうに考えておりますことから、平成29年度地域休養施設及び滞在型農園施設の指定管理につきましては現行の指定管理者を非公募により、1年間指定をしたいということで、今議会に提案をさせていただいてところでございます。以上簡単ですが、提案理由とさせていただきます。

江副康成委員長

これ、今配付したものの説明はいいですか。もう参考だけでいいですか。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

今お手元に、配付しております資料につきましては、温泉源は下のほうの、丸の櫓石温泉源と上の第2井戸というところの2つがございます。櫓石温泉源というのは、農園がございますね。農園の前のところでございます。

それと第2井戸につきましては、ちょうど市民の森の芝生広場の前ぐらいのところにある温泉源でございます。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。どなたかございますでしょうか。

藤田昌隆委員

すいません、ちょっと単純な質問、温泉源。

この櫓石温泉源、ここから引いてるっていうか、ということはこの櫓石温泉源自体がお湯が出る量が、減っているっちゃうことですかね。

古賀和教農業委員会事務局長兼農林課長

櫓石温泉源のほうで、湧出量が減少しているということでございます。

藤田昌隆委員

原因は、深さが足りないとか、その井戸の深さ、そういうことやなくて、ということではすよ、この櫓石源も、将来的にはなくなると、ということですかね。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

櫓石温泉の湧出量につきましては、前回平成21年度に一度調査をいたしております。今回調査をいたしました結果は平成21年度と変わらないということでございますので、今のところ、それ以上に減ることはないだろうということの結果はいただいておりますが、いかなせん自然現象でございますので、これから先どうなるかわからないと。少なくとも、これ以上ふえることはないだろうという結果をいただいております。

恐らくは、もっと深くボーリングをし直せばもっと出てくるのではないだろうかとは思

ますが、あとは費用の面との相談だろうと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

簡単に言えば、この温泉源の湯量が減ることによって、その栖の宿さんとか、その辺が廃業なりに追い込まれるとやったらですよ、鳥栖にこれといった、この前も一般質問で出てましたけど、憩いの場所として、私は必要かなと思っているんで、どれぐらい、例えばあとどれぐらい掘ればもっと出るかとか、その辺を専門に聞いてみて、あんまり金がかかるんやったら、もうやめた方がいいんですが、わずかな金で、あと追い堀りというか、あと井戸を掘れば、出るんやったらその辺のも少し検討してほしいなということです。金がかからなければですよ。あまりにも莫大な金がかかるんやったらやめていいと思うんですが。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

先ほど課長のほうから、御答弁をさせていただきますように、この両施設につきましては、必要であるということで存続をするということは、機関決定をさせていただいております。

なおかつ修繕も必要であるということで、来年度1年間だけを、現指定管理者にお願いをして指定管理していただくと、その間、さまざまな調査、それから必要であれば、間に合うようであれば、設計に入って随時改修をしていただくというような段取りで進めさせていただきたいと思います。必要であれば、平成30年度につきまして閉館という可能性も、選択肢の一つとして、考えておるところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

飛松妙子委員

今の施設が、一般質問の中でもあって、農業者の方たちのための憩いの場っていうところで、つくられたってということをおっしゃってたと思うんですけども、その過去に、農業者の方たちのための、場所として使っている以外に、例えば、農業体験するようなことを、イベントを行って、そこで何か宿泊をされたとか、そういうことが過去にされてあったのかどうかお聞きしたいんですけども。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

お答えします。

櫓石温泉源の前にふれあい農園というのがございます。そのふれあい農園は、一応貸し農園という形で、管理をしているところでありまして、そのふれあい農園の利用者の方は、やまびこ山荘を利用することが可能ということで、そういった形の運用をずっとしてきてお

りまして、今後、またそういった利用を、イベントじゃないですけど、そういった農業体験とかを、逆に行っていかせていただいて、利用をふやしていきたいというふうに、考えているところです。

現状は、過去の状況で、ちょっと今のところない、貸し農園としてはありますけど、農業体験研修とかっていうのは、過去何回かはされているようですけど、継続してっていう部分ではないというふうには、判断しております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

例えば、イベントをする場合は、どこが主体となってそういう催しものとしてされるのか、過去にされたのは、どこがされたのか教えていただけますか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

当然、これ農林課が所管する施設でありますので、農林課のほうが主催した形ではないかというふうにしておりますが、以前から、やまびこ山荘につきましてはふるさと振興財団というところに施設管理を委託されておりましたので、その財団がされた研修等もあるのではないかというふうに考えております。

もし、こちらのほうで今後イベント等、農業体験研修の行う場合は、農林課が主催をするような形で、例えば、このエリアの田代西部ファームっていうのが法人化とかされておりますので、そういった法人化をされておりますファームとか、そういったところとの農業者との相談をしながら、実際そういった研修等を行っていきなというふうには考えているところです。

飛松妙子委員

ありがとうございます。震災があったところの地域で、農業集落の方たちへのボランティア活動の報道がよくあっていました。その中で、そのときだけのボランティア活動じゃなくて、農業体験することによって、また収穫を体験することによって、農業の方たちとの触れ合いを通して、毎月1回とか、東京からとか、いろんなどころから来て、一緒に農業されるっていう方々が、ふえているって、その震災を契機に、災害が起こったことが要因だったんですけれども。

そういうことを通してこられる方が、あるっていうことも、放映等で見させていただいて、そういうことを考えられた方がいらっしゃるわけですね。

どうやったら、このまちにボランティア来てもらえるんだろうかっていうのを、企画して運営していて、それを、今後は、農業の方たちに任せていけるような仕組みをされてあったことを見たときに、農林課の方がそれを本当にしていただくのは、いいとは思いますが、

商工振興課

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、商工振興課関係分について、御説明をさせていただきます。資料7ページでございます。

歳入についてはございませんので、歳出のみ御説明を申し上げます。

款7. 商工費、項1. 商工費、目1. 商工総務費、節9. 旅費15万6,000円につきましては、富山県と文化庁との協議、ヒアリングに要する旅費について補正をお願いするものでございます。この旅費は、今回、日本四大配置売薬で、本市では田代売薬がでございます。そのほかに滋賀県の近江売薬、奈良県の大和売薬。それから富山県越中売薬というのがございますけれども、今回、佐賀県と富山県とで共同で、文化庁が認定しております、日本遺産に対し認定申請をすることといたしております。

日本四大配置売薬である田代売薬と富山売薬として名高い地域が共同で、配置売薬の歴史的魅力や特色を活用し、日本遺産に認定申請を行うための必要な経費でございます。

日本遺産につきましては、別紙の参考資料6ページに記載をしておりますので、そちらのほうで簡単に御説明申し上げたいと思います。1枚で御説明させていただきます。

まず、簡単に日本遺産について御説明いたしますと、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化伝統を語るストーリーを日本遺産として、文化庁が認定されるものとなっております。

先ほど申し上げましたように、今回は佐賀県と富山県の関係市町とが、共通の歴史的文化である配置売薬を通じて、有形、無形の文化財に歴史や文化などを組み合わせたストーリーを作成するものでございます。これが認定に向けて今、協議を行っているところでございます。

資料にも書いておりますけれども、従来の文化財行政というのはこちらに書いております、個々の遺産を点として、指定・保存しております。

例に書いておりますけれども、甲冑でございましたら、国宝・重要文化財、寺社仏閣等で

あれば史跡・名勝、伝統芸能であれば、無形文化財・民俗文化財というふうな指定保存を行ってございましたけれども、保存重視の行政の運営をしてございました。

しかしながら、今後の取り組み、右の下のほうに書いておりますけれども、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、100件程度認定を目指すという今、文化庁の取り組みでございまして、平成27年度、平成28年度合わせまして、現在37件が認定をされております。

今回、佐賀県と富山県でここに書いておりますけれども、点在する遺産を面として活用、発信していこうと、どちらかといえば活用していこうということを重視したものでございます。

これについて、配置売薬が共通する文化財としてございますので、これをもとに活用していこうと。地域のブランド化、ここに書いておりますアイデンティティの再確認を促進していこうよというふうな、考えているところでございます。

認定するストーリー、これについては、ここに3つ書いております、歴史的経緯や地域の風習に根ざし、世代を超えて受け継がれている伝承、風習であること、これが配置売薬であると。

2番にストーリーの中核には地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡、名勝地、祭り等地域に根差して継承・保存がなされている文化財にまつわるものということで、配置売薬に伴って、いろんなものが残っております。そういったものを活用していく、継承していこうということを考えております。

3番目、単なる地域の歴史や文化財の解説だけのものになっていないことということで、一応、配置売薬に関する歴史資料って残ってるんですけども、歴史、解説があるんですけども、それをもっと、先ほど言いましたように面として活用できるような方向で今、富山県と協議を行っているという状況でございます。

審査につきましては、一応、期限が年明けて2月までに申請をすることになっておりまして、おおむね、そのあと年度明けの4月以降に、認定の決定がなされるというふうに関き及んでおります。そのために富山県とストーリーの中身、構成とか、そういったものを今、調整をさせていただいているという状況でございます。

以上、ちょっと簡単でございますけれども、そういった形で今、日本遺産の関係についての旅費が必要であるということから補正をお願いしているところでございます。

それから、すいません、資料は7ページに戻っていただきたいと思います。

目2. 商工業振興費、節9. 旅費11万3,000円につきましては、今後の企業誘致に伴う旅費が不足しているため、所要の額の補正をお願いするものでございます。

目3. 観光費、節15. 工事請負費100万円につきましては、参考資料の次のページ、7ページに図面を付けております。

杓子ヶ峰の2つ登山口が、鳥栖市のほうから2つ登山道がありますけれども、神辺町の下のほうから登る登山道でございますけれども、ちょうど図示しております中央の部分に写真つけております。

写真の正面向かって登っていく方向になりますけれども、延長約15メートル、左右約5メートルのりがあるんですけれども、そののりがことしの10月の台風かと思われましてけれども、崩落をしており、登山者の通行の妨げになっておりますので、その整備に要する費用を補正するものでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございますでしょうか。

藤田昌隆委員

来年2月に申請ということは、さっき言われたように一番最初から、これストーリーが大事と。富山は富山で本当は自前で、できるんやけどちゅうことやったけど、その辺のきちっとした、佐賀県との関係、あと富山、配置売薬の。その辺のストーリーをつくったと、ある程度つくらないとね、来年の2月はもう間に合いませんでしょうけど、合意形成というか、富山との、その辺はできてるんですか。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今おっしゃったように富山県から夏ごろ声かけがありまして、佐賀県のほうに、それから鳥栖市のほうに伝わってきまして、機関決定といいましょうか、市の内部で、富山県と共同で申請をしようという運びになりました。

それから数カ月でございます。既に先ほど議員おっしゃったように富山県のほうで、ストーリーをつくってありました。

ただし、今回、佐賀県が入るといことと、佐賀県側の田代売薬にまつわるストーリーをつくって、共同申請するということになっておりますので、それについては細かく調整をしております。

例えばテーマであるとか、お互いのそれぞれの配置売薬の背景とか、向こうはどちらかという内服薬、こちらは外用薬といった、若干違う部分、似た部分もありますけれども、そういうところのすり合わせが、どうしてもストーリーの中で、つくっていかないと、文化庁に認められないということがありますので、細かい点、大きな点それぞれ協議をさせていただいているという状況でございます。

もう今、完成しているものがあるかというとは全くなくて、文化庁と事前に相談をしながら、方向性を探りながら作成しているという段階でございます。

藤田昌隆委員

この中で最初は100件ぐらい、国の要するにオリンピックで、観光なりそういう歴史とかそういうものを巡ろうと、つくって、どんどん行ってもらおうというのが目的で、これが立ち上がって、平成28年度には37件ということですけど、今度の配置売薬の可能性、例えば、来年申請して、可能性は高い、低い。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

低い、高いわかりませんが、認定を受けられるように努力をしていると。

我々としては当然、認定を受けられるということを前提に、進めているという状況でございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

藤田昌隆委員

さっき杓子ヶ峰が出ましたけど、これいつわかったんですかねこれ、崩落場所。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

10月7、8、9日が運動会、体育の日ということで、各地区で行事がなされております。そういうことで行事に参加した方が杓子ヶ峰に登山した中で崩れてる、崩落しているという情報提供ありましたので、確認をしたところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

なぜ言ったかっちゅうと、さっきね、水害でたくさん出たと、牛原ですかね。その辺があったときに、当然、ここはもう前も危ないという話をしたことありますよね。

登山道で上がったときに非常に危険と。ロープあたりを張ってもう杭も非常にぼろぼろになっているという話を私したと思うんですが、そういう中で、なぜ今なのかなあというのが一つと、それとまたお正月に結構登るんですよ、山に、杓子ヶ峰にね。今からで、もう間に合わんでしょう。その工事自体はどうですか。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

工事に関しましては、今回の補正、議決後に着手するわけですが、おっしゃられたように正月明けた後に整備をいたします。御懸念されております、初日の出の登山の方に対しては、別ルートがございまして、今、こちらの、崩落している場所には行かないような指

示を、危険ですということで、立て看板といいたまいますか、張り紙を張って、迂回路に回っていただくように、現地のほうにしております。

藤田昌隆委員

別ルートって言われましたけど、あそこの坂口組から登るやつと、昔の今どこかな。駐車場、鳥居がある、あそこ2つでしょう。登り口っちゅうのは。それで坂口組のほうから登るルートですか。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

わかりづらい説明になるかと思えますけれども、今、議案出しております登山道。昔、牛を飼っていたところがあるかと思うんですけど、そこから登っていくところなんです。

その牛小屋から50メートルほど歩いていただくと、ちょうどこの今、崩落場所に向かう登山道になるんですけども、ちょっとそこから左折して登っていく登山道がございます。これは（「遊歩道」と呼ぶ者あり）山を管理、樹木の伐採等をする際に、これは里道がもう一本はしてまして、五、六年前ぐらいに樹木の伐採をする際に（「林道」と呼ぶ者あり）林道というか、歩道が別につくられております。

そちらのほうがどちらかといえば安全に登れるルートがございまして、ちょうどこの崩落場所を避けた先に到達するような登山道が別にあります。

そちらのほうを通っていただくということを今考えておりまして、当然、これが昔からある登山道でございますので、これも含めて、やはり整備しておかないと、やっとなかなか影響があると、土砂が流れて登山道にまた影響があるということで、これはまた今やらなければいけないということで予算化をしております。

以上でございます。この辺に別のルートがあるんですよ。（「間にや」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

手を挙げて。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

この図面で説明いたしますので、ちょっと見づらいかもしれませんが、こういくルートが別に林道を、森林の樹木を伐採する際に、里道がありますから、その里道を活用して作業員が入って行ってます。その際、別の登山道をつくられてまして、崩壊した場所のちょっと50メートルぐらい上のほうに入口があります。今坂口組が借地している鳥居のところじゃなくて、このルートの途中で迂回するルートが別にありますので。

藤田昌隆委員

私が心配するのはね、真っ暗の中でね、みんな登るわけですよ。そういう中で、きちんと

した、じゃあこっちに来てくださいとか、そういう点滅させたりしないと、結構年寄りもね、登るわけですよ。だから事故がないように、そういった安全面というか、それはきちっとしてもらわないと大変ですよ。

結構、上で昨年から酔っぱらってという人も多いから、あそこは。そういうことで、ぜひ安全面はきちんと確保をお願いしたいし、きちんとした誘導をお願いしたいと思っています。以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

日本遺産についてお聞きしたいんですけども、先ほどの参考資料の中で、目的は、先ほど藤田議員もおっしゃってましたけど、オリンピック以降、観光誘致するのが目的で、この日本遺産というもの、国も進めていくと思うんですね。

そうなったときに、左側のところに、国内外への積極的かつ戦略的・効果的な発信というところがあるんですけども、日本遺産を認定いただいても、来ていただかないことにはやっぱり何もならないので、ここがすごく重要だなと思ってるんですけど。

日本遺産にもしできなかつたとしても、私としてはその売薬っていうのは、鳥栖にとってすごく素晴らしいものだと思うので、そこを発信すると人が集まってくるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、そうなったときに、先ほども申しましたけど、観光コンベンション、人を集めるっていうところで、すごくそこが重要なところになってくるんじゃないかなと思うんですけど、今の観光コンベンションの活動っていうのはどのような活動をされているのか。やっぱりこういうのって営業がすごく大事になってくると思うんですね、発信力。ですからやっぱり、いろんなところに行って、鳥栖市のよさとかをアピールして、人を持ってこないといけないところがあると思いますので、そこまで考えていらっしゃるのか、今後なのかあれなんですけど、ちょっと教えていただきたいなと思います。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず、日本遺産に認定されますと、今、お配りする資料の一番右下のほうに書いておりますけど、文化芸術振興補助金の交付対象ということになっております。3年程度、国からの補助金が来るということで、この受け皿については、例えばですけども、富山県と鳥栖市の商工団体だったり観光協会、そういう観光を推進する団体、そういう民間の団体、鳥栖市

も入ると思うんですけども、あと薬業協会さん、そういった関係団体で、活性化推進協議会というのを設置します。

その中で、日本遺産認定を受けると、先ほど言われた文化財を見るだけじゃなくて、やっぱりストーリーをつくりますから、体験したりとか、ちょっと食べたりとか、いろんな、ストーリーをつくっていきます。そういうのを運営していくというのがその活性化推進協議会となりますので、そこで情報発信等やって、国内外からの誘客を進めていこうというふうに考えておまして、認定がない場合でも、今観光コンベンション協会で、例えばくすり博物館、日本で1つしかございませんので、そういったものについては常々ホームページや、イベントがある際にはチラシとか、例えば、媒体を使った広告とか行っております。

そういった形で情報発信を継続していくことは非常に重要だろうと思っておりますし、そういう形で進めていきたいと考えております。

飛松妙子委員

具体的な営業活動は、どのようなことをされてるかわかりますか。

情報発信はわかるんですけど、こっちから発信するじゃなくて、やっぱり相手側に飛び込んでこういうことやってるから、やってくださいって。

やっぱり人と人の会うということもすごく大事だなと思ってるんですけど、その辺はどうでしょうか。

向井道宣商工振興課商工観光労政係長

今の状況につきましては県の観光連盟が主になって、東京から福岡まで、キャラバンという形で佐賀県内をPRする活動をしております。その中には、いわゆる旅行代理店さんだったり、そういうエージェンシーの方に対してのPR、プレゼンをさせていただいております。

当然、そこでは名刺交換等もさせていただいて、例えば、観光ルートの中にくすり博物館の体験型とか、そういう見学コースとかを入れてくださいとか、ということをお願いしていて、幾つかは、そういうアウトレット回って、くすり博物館も回って、次の、また別の観光地をめぐるというような観光のコースをつくっていただいていたというのを、今、営業でやらせていただいている状況です。

以上です。

飛松妙子委員

それは鳥栖の観光コンベンションの方がされてるのでしょうか、それとも商工振興課がされているのでしょうか。

向井道宣商工振興課商工観光労政係長

プレゼンについては、観光コンベンションがやっています。

ただ、そのプレゼンの場に行って、各種営業については一緒にやっている。全てが一緒ではございませんけど、例えば福岡で、そういうプレゼンがあるときには、市のほうも一緒に同行して、営業活動をしたりしています。

以上です。

飛松妙子委員

観光コンベンションで、やっぱり観光に関してプロだと私は思ってるんですけど、そうであればしっかりこう、任せてさせるというのがすごく大事ななと思ってるんですけど、ちょっと今の観光コンベンションがどういう活動されているか私もまだ把握し切れてませんので、一概にこうだと言えないんですが、もっとう、営業をしたほうがいいんじゃないかなって思うんですね。

県の観光連盟がいろいろされてるっておっしゃってたんですけど、鳥栖市のことは鳥栖の観光コンベンションが一番わかってるはずなんで、県に任せてていいのかっていうのをちょっと、鳥栖市のことをどれだけ言ってくれるのかなっていうのもあるので、もっと鳥栖市の観光コンベンションを活用して、そういうのができないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

白水隆弘産業経済部長兼上下水道局長

日本遺産に関する観光コンベンションの働きについての御答弁とさせていただいてよろしゅうございますか。

それとも観光コンベンション単体での活動内容とか、そういったものを御照合なのか。

どちらかということでございまして、観光コンベンション単体でございますと、今回この議案と関係ないところになってまいりますので後日、詳しく、オフィスのほうで、レクチャーさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

飛松妙子委員

要はその今活動をしていることが、今後その日本遺産につながる観光コンベンションの役割であれば、すごく期待をしたいんですけども、それが今活動できてないのであれば今のうちから活動することによって、日本遺産への観光コンベンションの役割というのが、ものすごく大きくなるんじゃないかなと思って質問をしてるんですけども、そういうことじゃまずかったでしょうか。

江副康成委員長

意見、要望でもいいですか、答弁を求める。（「意見、要望のほうがいいですか」と呼ぶ者あり）そういう形でお願いということであれば、答弁求めたいならいいですよ。（「答えられないってことですよ」と呼ぶ者あり）いや、じゃあ言いますか。

款2. 財産収入、項1. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入、節1. 土地売払収入、2億590万7,000円は冒頭申し上げました、日本ホイスト株式会社へ分譲した売払収入でございます。

次に、歳出について申し上げます。

款2. 公債費、項1. 公債費、目1. 元金、節23. 償還金、利子及び割引料2億590万7,000円は、売払収入同額を、地方債元金の繰上償還に充てるための補正でございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

藤田昌隆委員

売却おめでとうございます。

あとどれぐらい、一区画かな。残ってる分の、企業から、買い手というか、話はまだずっとあるわけですか。

佐藤道夫産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

さきの委員会でも、御説明いたしましたけれども、残りの一区画については、ある特定の企業と今、交渉をさせていただいております。進出するかどうかについては、今後の協議によるかと思えますけれども、年度内に、できれば誘致を図りたいということで、今回先ほど予算でも、上程させていただきました旅費について計上させてもらっているという状況でございます。ですから、今1社、特定の企業と協議をさせていただいていると。

ほかからの問い合わせはあるんですけども、今そちらの企業と協議を進めているという状況でございます。

以上です。

藤田昌隆委員

がんばってください。

江副康成委員長

ほかにごありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは商工振興関係議案の質疑を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

トの手すり設置工事を行うこととしまして、合計932万円の補正を行うものでございます。

節3. 都市計画費国庫補助金につきましても、同じく国の内示に伴いまして、110万円を補正するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節4. 土木費受託収入につきましては、今回の大雨によります排水機場等の稼働日数の増加に伴いまして、85万5,000円を補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款22. 市債、項1. 市債、目3. 土木債につきましては、社会資本整備総合交付金の補正に伴いまして、節1. 道路橋梁債及び節2. 住宅債をそれぞれ補正するものでございます。

13ページをお願いいたします。

次に歳出でございますけれども、款8. 土木費、項1. 土木管理費、目1. 土木総務費、節13. 委託料118万9,000円につきましては、歳入で御説明しましたけれども、ことしの大雨によります排水機場等の稼働日数の増加に伴い補正するものでございます。

款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、目6. 道路整備交付金事業費につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示によりまして、節13. 委託料を2,130万1,000円、節17. 公有財産購入費を2,500万円それぞれ減額補正するものでございます。

14ページをお願いいたします。

款8. 土木費、項4. 都市計画費、目3. 街路事業費につきましては、国の内示を受けまして国庫補助金の充当により、財源内訳を変更するものでございます。

款8. 土木費、項5. 住宅費、目2. 住宅改善費についてでございますけれども、あわせて主要事項説明書の4ページをお願いいたします。

歳入のところでもちょっと御説明しましたけれども、国の景気対策のための補正予算の成立に伴いまして、浅井アパート16棟から18棟の給水管改修工事、浅井アパート15棟から19棟及び本鳥栖アパートの手すり設置工事を新たに取りかかるために、2,097万6,000円の補正をするものでございます。

もう一度、委員会資料に戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

最後に繰越明許費についてでございますけれども、款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、道路整備交付金事業2,822万4,000円及び款8. 土木費、項5. 住宅費、既設公営住宅改善事業2,097万6,000円につきましては、国の補正予算の成立に伴いまして、それぞれ繰り越すものでございます。

以上、建設課分の御説明といたします。

小柳秀和維持管理課長

続きまして、維持管理課関係の主なものについて説明をいたします。

建設経済常任委員会資料16ページから18ページをお願いいたします。

まず、16ページですが、款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、目2. 道路維持費、節16. 原材料費につきましては、道路補修材等の補正でございます。

下の段の目3. 道路舗装費、節15. 工事請負費につきましては、国の内示に伴う補正でございます。

18ページをお願いいたします。

ここで国の経済対策の第2次補正予算に伴いまして、事業完了が平成29年度になる見込みでありますので、18ページのとおり、繰越明許費の設定を行っているところです。

続きまして16ページ、目4. 橋梁維持費、節13. 委託料は橋梁点検等委託料及び節15. 工事請負費橋梁補給工事費は、国の内示に伴います減額でございます。

次のページ、17ページをお願いいたします。

目5. 交通安全対策費、節11. 需用費につきましては、交通指導員の制服等に要する経費でございます。

下の段、目6. 道路整備交付金事業費、節13. 委託料は国庫補助の内示に伴います、測量設計等委託料の減額でございます。

続きまして、下の段の項4. 都市計画費、目2. 公園管理費、節13. 委託料は田代公園の樹木伐採に係る委託料でございます。

以上、簡単ではございますが、維持管理課分の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

今、建設課と維持管理課あわせて説明いただきましたので、あわせて質疑を行いたいと思います。どなたかございますでしょうか。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

17ページの維持管理課の交通安全指導員の制服なんですけど、これ何着分の制服なのかと、どういう形で配付をされるのか教えてください。

小柳秀和維持管理課長

まず3着分を補正をさせていただいております。配付の方法につきましては、交通指導員の方に取りに来ていただいて配付をさせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

新聞報道等でも御存じだと思いますけれども、味坂スマートインター、それから山浦スマートインターに関する要望等も出されておりました、議長のほうから、こういうちょっと経緯について、報告してほしいということで、議長のほうに提出しております。それで建設経済常任委員会でも御報告を申し上げたいと思って今回用意いたしました。

じゃあすいません。山浦のほうからですけれども、平成19年3月市長マニフェストということで、新幹線新鳥栖駅の広域活用ということで、マニフェストに挙げられておりました。

平成23年3月九州新幹線新鳥栖駅が開業しております。平成26年6月高速道路利便増進事業検証業務委託料を予算化しております。平成23年7月から平成24年2月まで、関係機関協議ということで国、県、NEXCO等と、これはもう十数回、協議を行っております。

それから平成24年2月、第1回鳥栖市スマートインター設置勉強会を実施しております。

ちょっと間があきまして、平成28年9月議会答弁で山浦スマートインターにつきましては、引き続き、調査・研究を行うということで答弁をいたしております。

同じく9月、地元から、山浦パーキングスマートインターチェンジの設置の早期実現を求める要望書を提出されまして、受理しております。

平成28年11月、鳥栖市から佐賀県に対しまして、山浦スマートインター設置に対する協力依頼要望書を提出しております。これにつきましては味坂スマートインターと一緒に協力依頼をいたしております。

続きまして、裏面にいきまして、味坂スマートインターに係る経緯でございますけれども、平成28年5月18日、福岡県、佐賀県、小郡市、鳥栖市の2県2市によりまして、第1回味坂スマートインターチェンジ設置に関する検討会を開催しております。

平成28年7月17日、福岡、佐賀両県などが鳥栖久留米間に、新たなインターチェンジの設置を検討しているというふうな新聞報道がっております。

平成28年9月議会におきまして、関係自治体4者、福岡県、佐賀県、鳥栖市、小郡市で連携して協議を進めるということで、答弁をしております。

同じく9月26日に鳥栖商工会議所から味坂インターチェンジに関する要望書が提出されまして受理しております。

平成28年10月12日、基里地区区長会から味坂インターチェンジ設置に関する要望書を提出され、受理しております。

平成28年11月4日、鳥栖市から佐賀県へ味坂スマートインターチェンジ設置に対する協力依頼要望書を提出しております。

同じく11月10日、福岡県、佐賀県、小郡市、鳥栖市の2県2市によりまして、第2回味坂スマートインターチェンジ設置に関する検討会を開催しております。

平成28年11月16日、17日、2日にわたりまして2県2市により、国土交通省本省、財務省本省へ味坂スマートインター設置に係る要望活動を実施しております。

平成28年11月26日、基里地区区長会が主体となりまして、味坂スマートインターチェンジ建設整備促進期成会の設立総会が開催されております。

以上、御報告といたします。

江副康成委員長

ありがとうございました。

これは議案外ですので、余り時間かけたくないんですけども、この文書に関して何か簡単に質疑といたしますか、お問い合わせがあれば聞いてください。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

すいません、山浦スマートインターに係る経緯の所で、平成24年2月に勉強会を実施した後5年間ですかね、引き続き調査・研究を行うというところで、この間も研究・調査を行って、何か発展といたしますか、何かありますか。

報告すること、何もされてないですか。

佐藤晃一建設課長

具体的にはこの間は、何もしておりません。

江副康成委員長

ほかにございますか。

三澄洋文建設課長補佐

この勉強会の後、現地の山浦パーキング周辺が史跡と、勝尾城史跡の影響範囲っていうところもございまして、そういったものが実際あったということが、そこでわかって、それに対しての、どうするかとか、そういった議論は庁内とかでさせていただいた経緯はございます。

以上でございます。

江副康成委員長

飛松委員に私のほうから。

当建設経済常任委員会で現地視察ということで山浦のほうに行かせていただいた経緯はございます。

ほかございませんか。

[発言する者なし]

なければ、ちょっと私からお願いなんですけどれども、上のほうから3つ目に高速道路利便

増進事業検証業務委託料という形で予算化されて、報告書も出ているということだもんで、その報告書、委員会のほうに提出することできませんでしょうか。

佐藤晃一建設課長

これは平成23年6月に予算化して、その年に作成しているわけですがけれども、かなり前の5年、6年前の資料で、数字等もだいぶ変わってきておりまして、もしそれでもよいということであれば、提出はできますけれども。

それと、これは山浦にスマートインターを設置することを目的に予算化されているということもありまして、当時は山浦インターに設置するというところで作成した資料ですので、その辺のことはつけ加えさせていただきたいと、御理解いただきたいと思います。

江副康成委員長

当然、その当時につくったやつですから、今課長が言われたことを前提とした資料だと思いますんで、そういう前提でお願いしときます。

藤田昌隆委員

平成23年7月から平成24年2月、この関係機関協議、国、県、NEXCOか。これ、どういう結論っちゅうか、出たわけ。しないと、これは無駄ですよとか、そういうのは出たわけ。

三澄洋文建設課長補佐

その勉強会でこの山浦スマートインターにつきましては、そういう必要性であったり、整備効果であったり、そういったものの資料として、皆さんに御意見をいただいた経緯がございます。

その中で、関係機関、NEXCOであったり国であったり、そういったところの意見としましては、まず一つは、やはりNEXCOに、恩恵といいますか、交通量が発生しないと、結局は採算が合わないからですね。オンする量が、実際どう見込んでいるのかと。

今、既存の例えば一般の利用であったり、企業であれば当然、鳥栖インターからの分配といたしますか、鳥栖インターが利用されるのが減って、山浦がふえると、そういったものではちょっと、効果としては、NEXCOはちょっと受けられないというのは御意見ございましたので、発生交通量がどういう方向で見込んでるのかっていうところで、かなり問われた経緯がございます。その発生交通量を基にするならば、そこにどういったまちを考えていくのかとか、そういった将来的なビジョンのところはちょっと必要ではないかというような意見はございました。

以上でございます。

藤田昌隆委員

野下隆寛上下水道局管理課長

資料の2ページ目をお願いいたします。議案乙第40号 平成28年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明をいたします。

まず、収益的収支でございます。下水道事業収益の他会計補助金がマイナスの200万円でございます。これは、この後出てきます事業費用関係で200万円の収入増となりますのでその分の減額でございます。

続きまして、真ん中の欄になります下水道事業費用につきまして、営業費用の管渠費が300万円の増額でございます。これは弥生ヶ丘の地元のほうからマンホールが浮き上がっているという連絡がございまして、それに対応するものでございます。

続きまして、目2. 処理場費700万円の増額でございます。これは下水道の浄化センターで出しております汚泥がふえてきておる関係で、その収集運搬処理の委託料を増額するものでございます。

次に、目4. 業務費、補正額が300万円でございます。これは下水道受益者負担金の前納報奨金の増額でございます。

次に、資本的収入の目1. 受益者負担金、こちらが1,500万円の増額となっております。これは、アパートなどがあちらこちらに建設されておまして、農地から宅地へ変更になってくるということで賦課保留していた分を解除するために増額になってくるというのが主な要因でございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

先ほどマンホールの修繕費で弥生が丘のマンホールが浮き上がってるってことだったんですけれども、その原因がわかれば。

それと、何個のマンホールがこの300万円かかっているのかと、あと過去にもそういう浮き上がったマンホールの修理をされたことがあるのかどうかちょっとお聞きします。

平塚俊範上下水道局事業課長

弥生が丘のほうの、マンホールがまず浮き上がった原因というのが、ちょうど弥生が丘一番北側に物流のところがありますけれども、そちらのところに10トン車が日に数千台通っております。それで、舗装部が下がってマンホールが突出している箇所が数十カ所ございます。

これは以前にもありまして、10年ぐらい前に一度全ての舗装をやりかえたんですけど、今

る規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。一本一本。2本。（「1本」と呼ぶ者あり）。1本で。

合わせて、議案甲第43号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する基山町との協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平塚俊範上下水道局事業課長

議案甲第42号について御説明いたします。

議案説明資料の3ページをごらんください。

協議の理由といたしましては平成14年に告示いたしました、基山町と鳥栖市の公共下水道に係る事務の委託に関する規約を変更いたしたいため、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の6ページをお開きください。

弥生が丘駅北西の基山町会田地区の一部約2.5ヘクタールにつきましては、基山町からの要請に基づき本市が公共下水道に係る事務を委託するものでございます。

規約の施行日でございますが、来年4月1日といたしたいと思っております。

続きまして、議案甲第43号について御説明いたします。

議案説明資料5ページをお願いいたします。

協議の理由といたしましては本市の水道事業施設を基山町会田地区の一部区域に在住する住民に使用させるため、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものでございます。

内容につきましては、先ほど議案甲第42号と同じく、基山町からの要請に基づき、本市が会田地区の一部の区域に給水するものでございます。

資料関係といたしましては、本市の条例、並びに企業管理規則等の定めによることといたしております。

経費負担といたしましては、来年度から10年程度、本市が行う施設整備に要する経費を面積案分で基山町に御負担いただく予定でございます。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。ないですか。

〔発言する者なし〕

それではこれで上下水道局関係議案の質疑を終わります。



江副康成委員長

以上で議案審査を終了いたします。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 1 時49分散会

平成28年12月16日（金）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 久保山日出男

委員 森山 林 齊藤 正治 藤田 昌隆

飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

産業経済部長兼上下水道局長 白水 隆弘

産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 佐藤 道夫

商工振興課商工観光労政係長 向井 道宣

農業委員会事務局長兼農林課長 古賀 和教

建設課長 佐藤 晃一

維持管理課長 小柳 秀和

国道・交通対策課長 田原 秀範

国道・交通対策課道路・交通政策係長 徳淵 英樹

上下水道局管理課長 野下 隆寛

上下水道局管理課総務係長 樋本 太郎

上下水道局事業課長 平塚 俊範

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

現地視察

基山町会田地区

とりごえ温泉栖の宿（河内町）

タマネギべと病対策圃場（牛原町）

自由討議

議案審査

議案甲第36号 鳥栖市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例

議案甲第41号 指定管理者の指定について

議案甲第42号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約
の変更について

議案甲第43号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する基山町との協議について

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第39号 平成28年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案乙第40号 平成28年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

その調べた結果の勉強会をどれぐらい時間かかるかわかりませんが、年明けてから実施をしていただきたいと思っております。

以上です。

江副康成委員長

正副で検討して対応いたします。(発言する者あり)

検討してから対応しますということで、いいですかそれで。(「どういう意味ですか、その正副で検討するっていう)と呼ぶ者あり) 対応しますということです。私の一存でと言うとなかなかどうかと思ったもんでですね。

ほかにございますか。(「皆さん方の意見を聞いてください」と呼ぶ者あり)

自由討議でほかの方の意見を求めたいということですか。どうぞ。

ほかはこの件で御意見ございます。

[発言する者なし]

でいいでしょう。はい。

ほかにございますか。

森山林委員

基山町との今回の水道事業っちゅうか、下水道。それぞれの申し上げというか協議事項ですよ。やはりきちんと先々にあれするまで、残していかなと職員は変わっていきますので、どっちも、基山町もですから。ここに協議事項ということもいろいろある中で十分、議事録として残しておかんと、鳥栖市もきれいにほら、協力をしていきよる中で、鳥栖市は協力せんとか、いろんな形の中で、過去に合併の問題のときやったときもあっておりますので、今回この会田地区に関する議事録はきちんと、ということはおちょっとお願いをしてください。

(「要するに議事録を残すということ」と呼ぶ者あり) はい、これをきちんと。

一応、そういうことです。

江副康成委員長

その件ですか。関連。(「関連」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員

ただいまの議事録で残すというのは、もう終わったと、結論でね、されたら困るということもあるんで、例えば鳥栖市がこういうことを向こうに要望しますとか、そういう段階から絡まんと、結論が出て終わった後に、いやこれが議事録ですと言っても困るんで、例えば向こうにどういった、基山町に。(発言する者あり) 途中経過までね、途中経過報告もぜひやってほしいということです。

以上。

齊藤正治委員

せっかく会田地区の話が出ましたけど、要は会田地区から、基山につなぐ、高島団地につなぐ道路を今後当然、整備を鳥栖市がせんばいかんやろうと思うんですよね。

そこら辺はどがなふうに、基山町と話をしていくのかどうか知りませんが、協議されるのか、そういったところも含めて、確認の意味でもね、していただきたいと思います。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

その協議事項が、もともと弥生が丘の開発のときに、上下水道局含めて協議している協定書あるじゃないですか。その部分に基づいて今回のやつはきてるんですけども、今後、今回実際に地区計画立てて、開発しようとしている、その後どういった形で進めていくかの協議をずっと残してくれということによろしいですね。

森山林委員

今回これに至った経緯も含めて、鳥栖市がこれだけやっぱり協力もやってきておるということも含めて、ずっとこの経緯、経過、これは今もう単なる協議ということではちょっとこういう甲第43号には書いてありますけれども、やはりもっと具体的に、至った経緯をきちんとしとかんと、将来的に全て職員さん、どっちもいなくなりますので、過去そういうあれがありますので、お願いいたします。

江副康成委員長

私の理解のために言ってるんですけども、今回甲議案で出ますよね。それが出るまでの経緯ってことですか（「そうそう」と呼ぶ者あり）それをまとめてくれってことでいいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

ということで、まとめに入ります。

市街地活性化計画に対して、そのメリット、デメリットがどういったところにあるのかというやつを今後の勉強会も含めて、執行部のほうと調整してくれという点が1点ですね。

それと今回甲議案に出てました会田地区との協議、それに至った経緯をまとめて、提示してくれということでもいいですよ、議事録、形に残るように。

プラスあと1つは、きょう見た道路ですね。それが高島団地まで行く道路の整備について基山町とこれを機会に、協議してくださいと。

ということでよろしいですかね3点。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 江 副 康 成

